

京都市告示第476号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成29年12月1日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市北区上賀茂豊田町，上賀茂畔勝町，上賀茂池端町，上賀茂高繩手町，西賀茂下庄田町，西賀茂上庄田町，西賀茂檜ノ木町及び大宮西山ノ前町の各一部

京都市左京区上高野深田町，一乗寺大新開町，静市市原町，八瀬秋元町，岩倉忠在地町，岩倉上蔵町，岩倉長谷町，岩倉幡枝町及び岩倉三笠町の各一部

京都市山科区東野舞台町，東野森野町，西野櫃川町，大塚元屋敷町，小山西御所町，大宅古海道町，柳辻草海道町，勸修寺御所内町及び西野山欠ノ上町の各一部

京都市南区吉祥院石原西町，吉祥院嶋高町，上鳥羽卯ノ花，上鳥羽中河原，上鳥羽西浦町，久世川原町，久世殿城町，久世大藪町，久世築山町及び久世東土川町の各一部

京都市右京区太秦森ケ東町，嵯峨新宮町，嵯峨大覚寺門前八軒町，嵯峨釈迦堂門前瀬戸川町及び宇多野福王子町の各一部

京都市西京区上桂北ノ口町，下津林芝ノ宮町，牛ヶ瀬奥ノ防町，檜原久保町，松室吾田神町及び嵐山東海道町の各一部

京都市伏見区桃山町正宗，醍醐落保町，醍醐南里町，日野馬場出町，日野西大道町，日野西川類，日野奥出，石田森南町，深草大亀谷大谷町，深草大亀谷東寺町，深草大亀谷六躰町，深草坊町，深草真宗院山町，竹田中島町，下鳥羽西柳長町，下鳥羽南柳長町，下鳥羽東芹川町，下鳥羽西芹川町，横大路中之庄町，横大路鍬ノ本，横大路畔ノ内，横大路一本木，横大路下三栖里ノ内，久我本町，久我御旅町，久我西出町，羽束師菱川町，羽束師古川町及び羽束師鴨川町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)